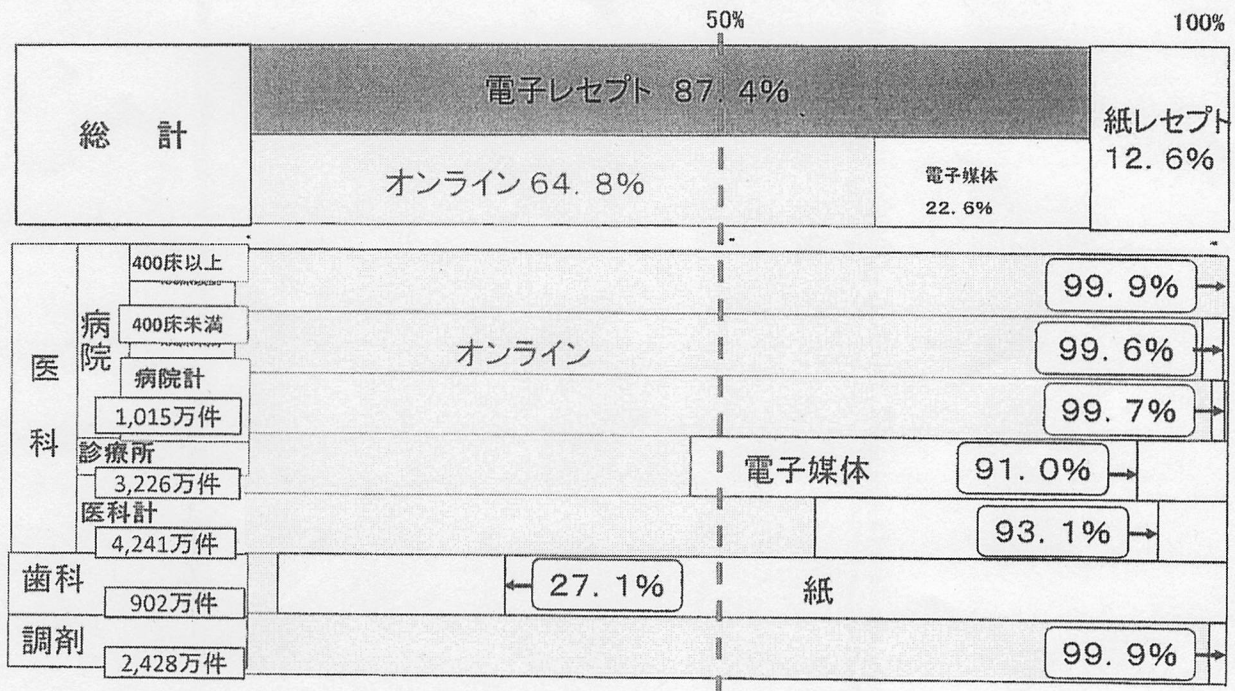


電子レセプト請求普及状況(件数ベース)【平成23年3月請求分】

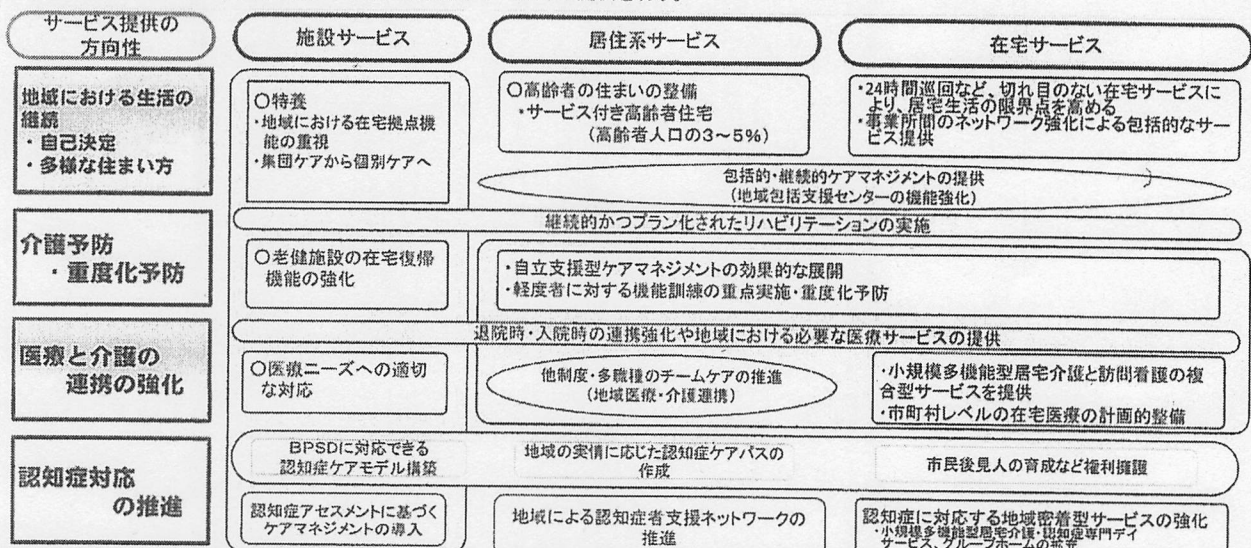
普及率



社会保険診療報酬支払基金調べ

高齢者の尊厳の保持と自立支援を支える介護

- 介護については、以下のような各サービス提供の方向性を踏まえ、それを支える保険制度の持続可能性・安定性の確保及び介護人材の確保と資質の向上を図る。
- 高齢化による介護ニーズの増大に対しては、居住系・在宅サービスの充実強化により重点的に対応を図る。また、認知症の増加については、小規模多機能型居宅介護、グループホーム等の拡充により対応を図る。
- ケアマネジメントの質の向上により、より適切なサービスの提供を行う。

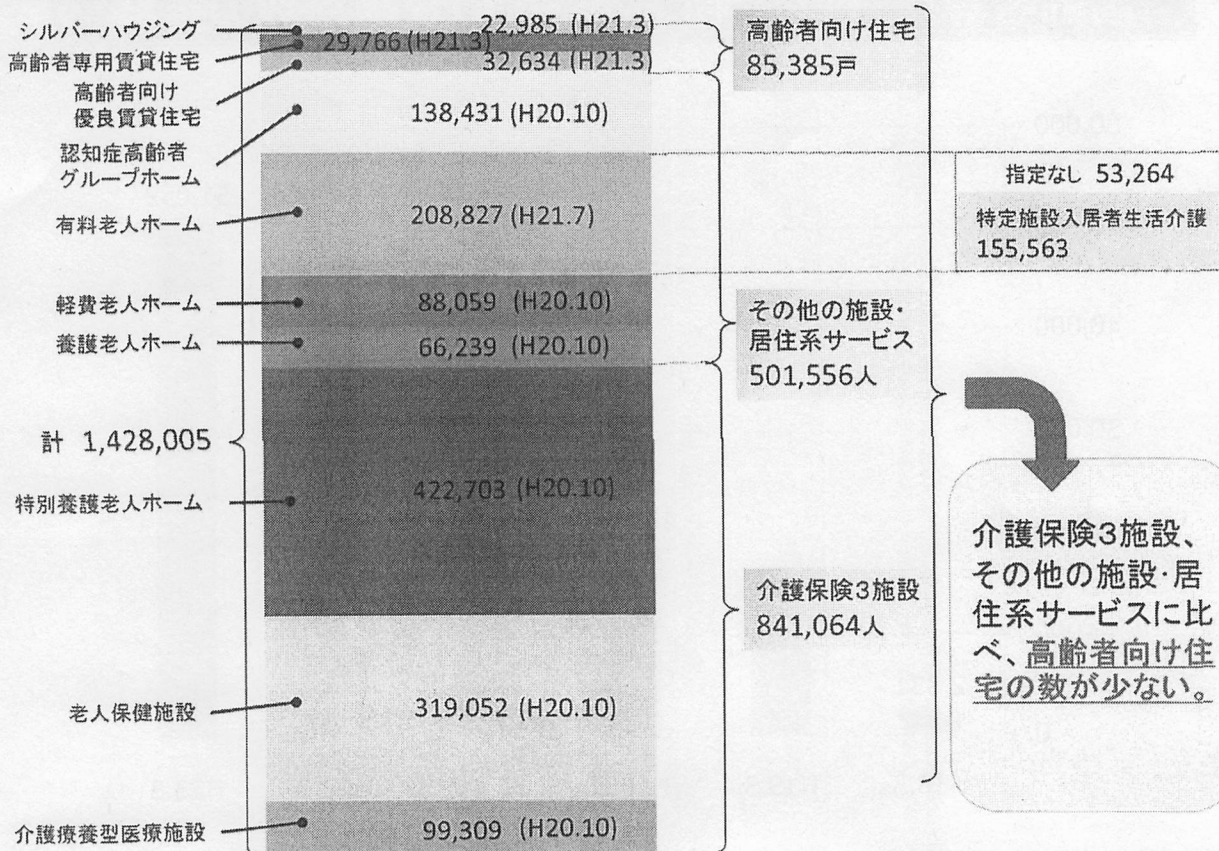


あるべき介護サービス体系を支えるための機能強化

- 制度の持続可能性・安定性の確保**
 - ・社会保険方式の堅持
 - ・能力に応じた負担と低所得者への配慮
 - ・保険給付の重点化
 - ・市町村の役割の重視(ニーズ調査に基づく事業計画策定と推進)
 - ・被保険者の範囲拡大の検討
- 介護人材の確保と資質の向上**
 - ・サービスの質の向上
 - ・介護の仕事への多様な人材の参入促進(学卒者、潜在有資格者、離職者の対策、マッチング機能の強化)
 - ・キャリアパスや研修体系の整備や研修受講支援を通じた資質向上と定着促進
 - ・処遇・雇用管理の改善を通じた職場の魅力アップ
 - ・ケアマネジャーのケアプラン作成能力の向上

高齢者の住まいについて

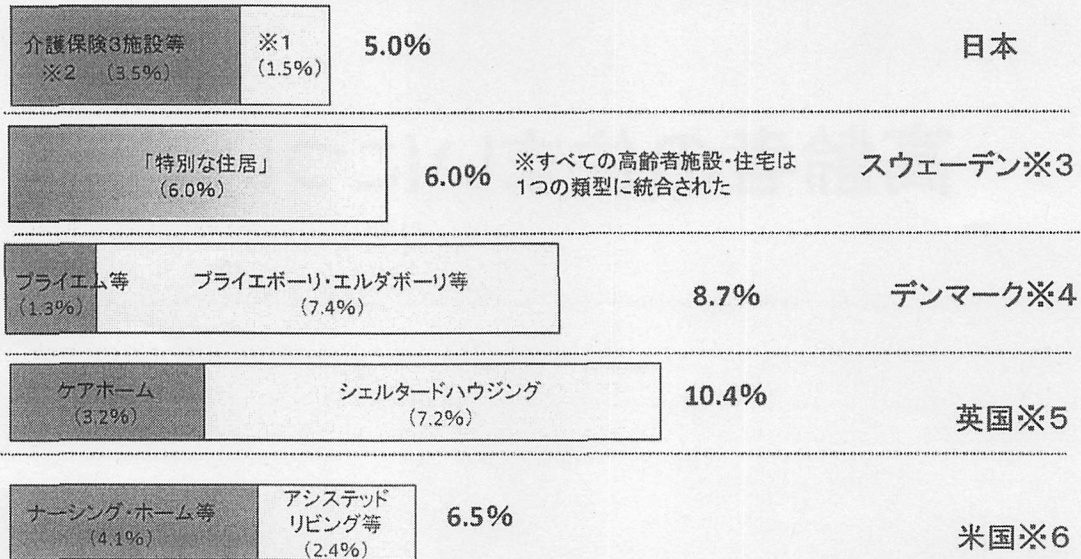
高齢者向けの住宅と施設のストックの現状



各国の介護施設・高齢者住宅の状況

日本は、各国と比較して、全高齢者における高齢者住宅の整備割合が低い。

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合(2008)



※1 シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者専用賃貸住宅(ともに国土交通省調べ)、有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(平成20年社会福祉施設等調査)

※2 介護保険3施設及びグループホーム(平成20年介護サービス・事業所調査)

※3 Statiska Centralbyrån, "Statistisk Årsbok för Sverige 2010"

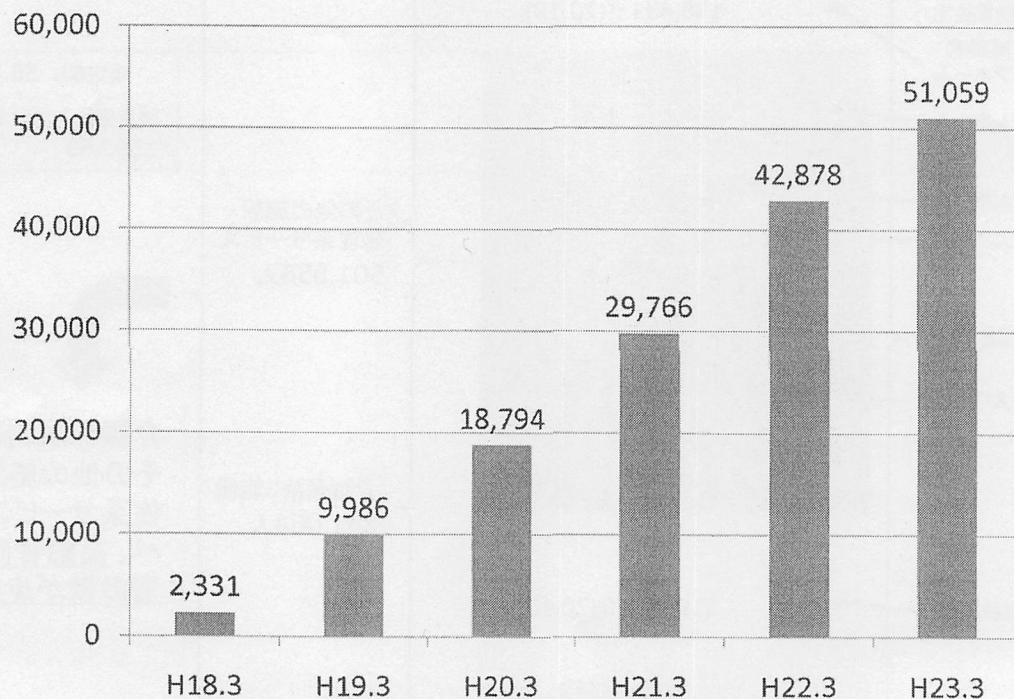
※4 Danmarks Statistik, "StatBank Denmark"

※5 Laing and Bulson, "Care of Elderly People UK Market Survey 2009" 及び Age Concern, "Older people in the United Kingdom February 2010" から推計

※6 Administration on Aging U.S. Department of Health and Human Services, "A Profile of Older Americans: 2009"

3

高齢者専用賃貸住宅(高専賃)の登録戸数の推移



4

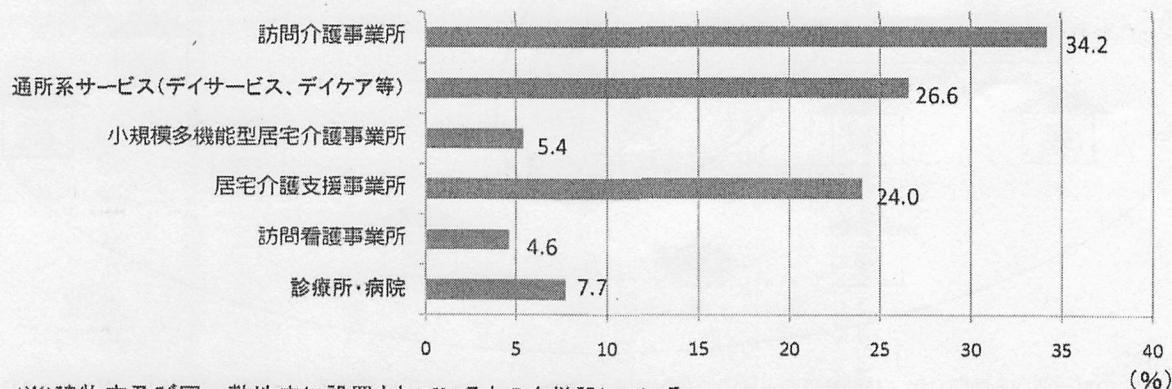
高齢者専用賃貸住宅の入居者像、併設事業所の割合について

1. 入居者の平均年齢と要介護度について

平均年齢	平均要介護度
79.13歳	1.804

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
要介護度	6.10人	1.41人	1.63人	2.98人	2.86人	2.06人	1.14人	0.55人	18.7人
割合	32.6%	7.5%	8.7%	15.9%	15.3%	11.0%	6.1%	2.9%	100.0%

2. 併設(※)事業所の設置割合について



(※)建物内及び同一敷地内に設置されているものを併設している。

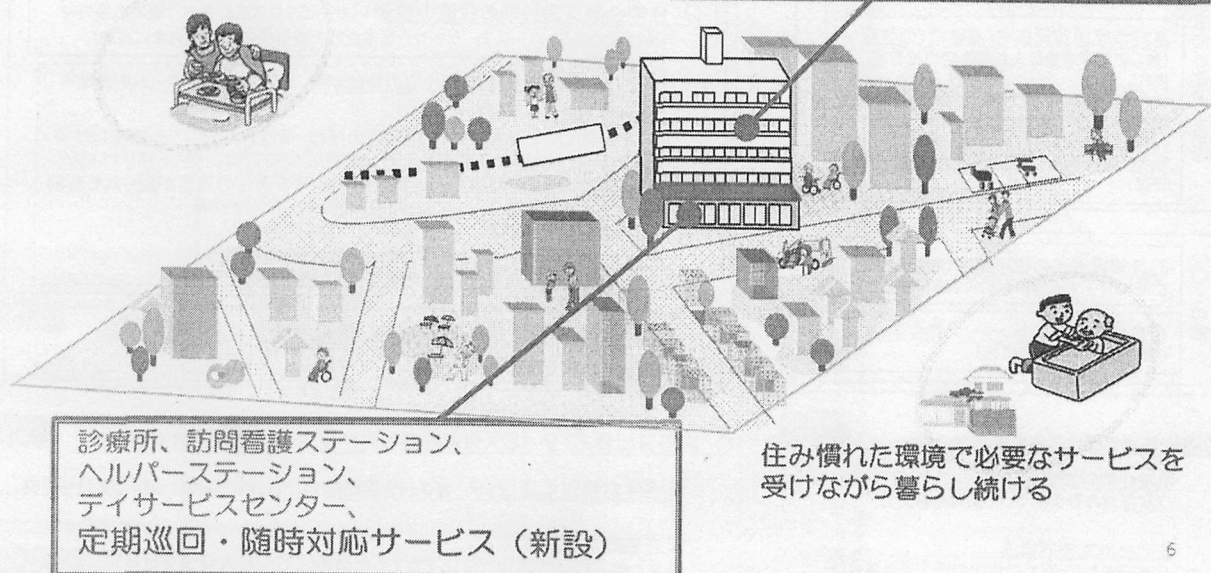
出典:高齢者専用賃貸住宅における介護サービス利用の実態調査
(平成20年老人保健健康増進等事業・高齢者住宅財団)より

サービス付き高齢者住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者住宅」(高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。

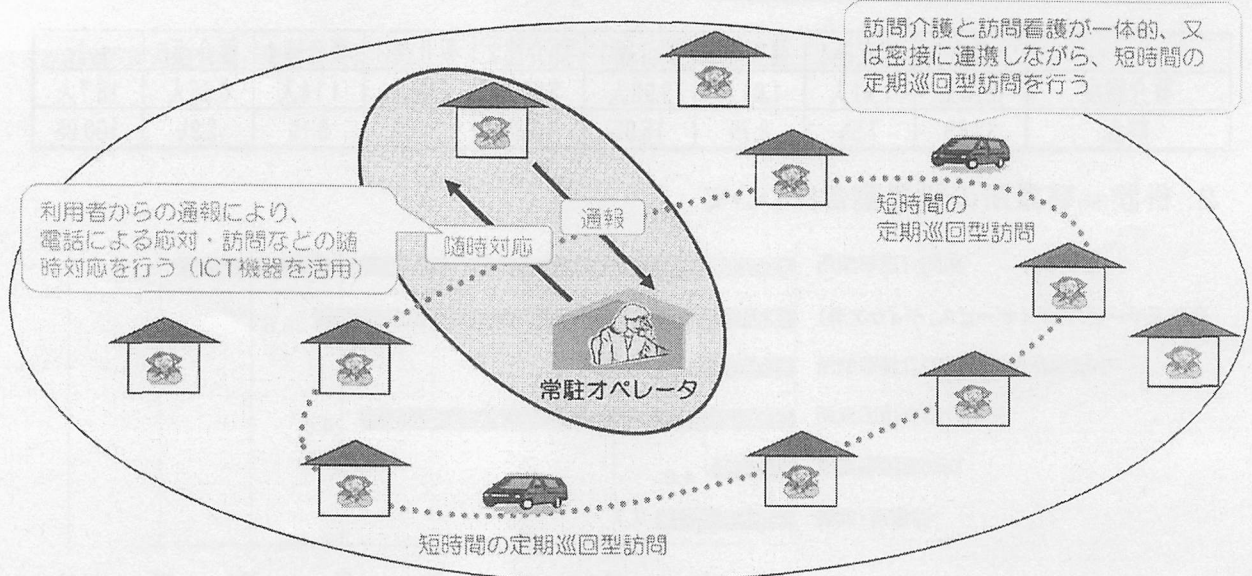
24時間対応の訪問介護・看護
「定期巡回・随時対応サービス」
→介護保険法改正により創設

サービス付き高齢者住宅
(国土交通省・厚生労働省共管)
→高齢者住まい法改正により創設



定期巡回・随時対応サービスについて

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応サービス（介護保険法等改正法案における名称は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」）」を創設する。



- ※ 1つの事業所から訪問介護・訪問看護を一体的に提供する、又は、外部の訪問看護事業所と緊密な連携を図って訪問介護を実施するなど、訪問介護と訪問看護の密接な連携を図りつつ実施する。
- ※ 在宅療養支援診療所等、地域の医療機関との連携も重要となる。
- ※ 地域密着型サービスとして位置づけ、市町村（保険者）が主体となっており、圏域ごとにサービスを整備できるようにする。

高齢者住まい法等の改正概要

